

副 本

令和元年（ワ）第172号，令和2年（ワ）第216号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 久 和 進 外3名

令和3年9月22日

準 備 書 面 （6）

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



原告らの令和3年5月31日付け第12準備書面については、以下のとおりである。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」とい
い、特定の号機を示す場合は、「本件1号機」、「本件2号機」という。

第1 原告ら第12準備書面について

1 原告らの主張及び「求釈明」について

原告らは、第12準備書面において、①「多数株主が支持した株
主総会決議であろうとも違法行為差止請求を妨げるものではない」
(1頁)、②「被告らは、株主総会においても(略)本件原発の再
稼働の是非について株主が適切に判断するための情報を与えないま
ま決議を獲得した」(2頁)、③「本件原発の再稼働の是非に関する
取締役会の判断は、時期的に原子力規制委員会の新規制基準適合性
審査に先立って行われている。取締役会において再稼働の是非を判
断した際に善管注意義務及び忠実義務を尽くしたかどうかと、事後
的に新規制基準適合性審査に従うこととは全く無関係である」(3
頁)などと述べた上で、④令和3年3月10日付け被告ら及び補助
参加人準備書面(5)に対し、再度の「求釈明」を行っている。

2 原告らの主張は理由がなく「求釈明」はいずれも回答の必要性 が認められないこと

以下に述べるとおり、原告らの主張はいずれも理由がなく、その
「求釈明」はいずれも回答の必要性が認められない。

(1) ①について

①については、被告ら及び補助参加人は、多数株主が支持した
株主総会決議にのみ基づいて経営の基本方針を策定しているの
ではなく、新規制基準適合性確認審査に合格した場合に原子力発電

所の再稼働を認めるという国が示した方針にも則っているのであるから（乙7の19頁）、何ら善管注意義務及び忠実義務に反するものではない。令和2年2月26日付け準備書面(1)で述べたとおり、本件訴訟は、原子力発電に反対する個人的な主義主張の達成あるいは反対運動の拡大を図るため、会社法360条に基づく株主差止訴訟の名を借りて提起されたというほかなく、同条の趣旨になじまないことは明らかである。

(2) ②について

②については、後記第2でも述べるとおり、補助参加人の株主総会は、関係法令に従い、適法かつ適切に運営されている（乙2の8、乙3の8、乙36の8）。

(3) ③について

③について、原告らは、「再稼働の是非に関する取締役会の判断」が善管注意義務及び忠実義務違反、すなわち「法令若しくは定款に違反する行為」（会社法360条）に該当し、将来、再稼働した本件原子力発電所において重大な事故が発生すれば、補助参加人会社の財産に「回復することができない損害」（同）が発生する旨主張する。

また、この点、原告らは、被告ら及び補助参加人が、福島第一原子力発電所事故後、本件2号機の新規制基準適合性確認審査の申請前に本件原子力発電所の「緊急安全対策」、「シビアアクシデント対策」、「敷地内断層に関する追加調査」等の諸施策を実施したことについて、「2011年7月にはすでに本件原発の再稼働の方針を示している」（令和2年2月26日付け原告ら第5準備書面3頁）、「申請時点よりも前に、当然、被告らは本件原発の再稼働の方針を決定しているはずである」（原告ら第12準備書面

16頁)とも主張するようである。

しかし、かかる原告らの主張は誤りである。

被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所について、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において、同基準に適合していることの確認を得られれば再稼働することとし、同審査の申請を行っている段階である。

すなわち、被告ら及び補助参加人は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)や同法に基づく新規制基準といった法令、規則類を遵守し、専門家集団かつ監督官庁たる原子力規制委員会の判断である同適合性確認審査の結果を踏まえて、本件原子力発電所の再稼働の可否を決定することとしており、かかる対応に何ら不合理な点はなく、「法令若しくは定款に違反する行為」はない(東京高等裁判所平成11年3月25日判決・判例時報1686号33頁参照)。

そして、被告ら及び補助参加人は、新規制基準に適合していることの確認、すなわち「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」(原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)の確認を得られれば、本件原子力発電所を再稼働することとしているのであるから、「回復することができない損害」の発生をいう原告らの主張は理由がない。

また、国は、原子力規制委員会発足前においてはストレステストを経た原子力発電所の再稼働を認める方針とし、同委員会発足後においては新規制基準適合性確認審査に合格した場合に原子力発電所の再稼働を認める方針を示しているのであるから(乙7の

19頁、乙110), 被告ら及び補助参加人が, かかる方針や規制当局の指示に従って, 本件原子力発電所の「安全強化策」及び「安全性向上施策」を実施し, 本件2号機の新規制基準適合性確認審査の申請を行い, 同審査に対応していることについて, 何らの法令違反も存在せず, 被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を生じさせる余地はない。

(4) ④について

以上のとおり, ④原告ら第12準備書面における「求釈明」については, いずれも令和2年11月30日付け原告ら第9準備書面における「求釈明」を繰り返すものに過ぎず, 令和3年3月10日付け被告ら及び補助参加人準備書面(5)において回答済みである上, 本件訴訟における要件事実である「法令若しくは定款に違反する行為をし, 又はこれらの行為をするおそれ」, 「当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれ」の有無を明らかにするものとはいえず, 回答の必要性が認められない。

第2 第97回定時株主総会においても本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が引き続き圧倒的多数の株主の支持を得ていること

被告ら及び補助参加人は, 令和3年6月25日に開催された, 補助参加人の第97回定時株主総会において, 本件原子力発電所が新規規制基準に適合していることの確認を得た上で, 再稼働を目指すという経営の基本方針を明らかにした(乙3の8の28頁)。

これに対し, 株主である原告1名から, 補助参加人提案の第2号議案(取締役9名選任の件)に対し, 本件被告である金井豊, 石黒

伸彦ら3名を取締役に選任しない趣旨の修正動議が提出されたものの、賛成株主少数により否決された上で、原案である第2号議案は、圧倒的多数の株主の賛成をもって承認可決されている（乙2の8の2, 3頁）。

なお、被告久和進は、現在、補助参加人の取締役ではない（乙2の8の2, 3頁, 乙3の8の6ないし13, 39, 40頁）。

また、原告らのうち5名を含む一部の株主から、原子力発電に関連し、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第4号議案は、「志賀原子力発電所1号機および2号機の廃炉措置について、ただちに必要な検討を開始する。」などというもので、本件訴訟の請求の趣旨1(1)に相当するものであるが、かかる株主提案はいずれも下記のとおり圧倒的大差で否決されている（乙2の8の2, 4頁, 乙3の8の15ないし21頁, 乙36の8）。

第4号議案 （原子力発電事業からの全面撤退）	賛成率3.8パーセント
第5号議案 （再処理の禁止）	賛成率3.8パーセント
第6号議案 （取締役等の責任免除に係る規定において原子力事業については適用除外とする）	賛成率3.6パーセント
第7号議案 （原子力発電事業で大事故を起こした際の損害賠償の無限責任）	賛成率3.6パーセント

第3 結論

以上に述べたとおり、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針は、圧倒的多数の株主の支持を得ており、これに対し、本件訴訟の請求の趣旨と同旨の原告らの株主提案等は、圧倒的大差で否決されている。

そして、被告らは、上記方針に基づき、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において、重大事故等対策等の妥当性や敷地内断層の評価等が審議、判断された上で、本件原子力発電所が同基準に適合していることの確認を得られれば再稼働することとし、同審査に適切に対応しているのものであって、関係法令及び定款を遵守し、適法かつ適切に業務を執行していることは明らかであり、被告らの行為は、補助参加人の代表取締役としての会社に対する善管注意義務及び忠実義務に何ら違反しない。

よって、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。

以上